

○ 伊予市敬老会実施事業費補助金交付要綱

平成17年8月15日 制 定 告示第141号

平成18年6月27日 一部改正 告示第74号

(目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり地域社会の進展に寄与され、また、豊富な知識と経験を有する高齢者を敬愛し、併せて長寿を慶祝し豊かで生きがいのある老後の生活を祈念するため、伊予市内の広報区及びその他市長が適当と認める団体（以下「団体等」という。）が自ら実施する敬老会実施事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内で、敬老会実施事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、円滑な敬老会の実施に寄与することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、団体等が行う敬老会開催にかかる経費とする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付対象者は、敬老会行事を行う団体等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度8月1日現在において伊予市に住所を有し、当該年度12月31日時点において75歳以上の者で、1人当たり2,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等は、伊予市敬老会実施事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書を審査し、適当と認めるときは、伊予市敬老会実施事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは伊予市敬老会実施事業費補助金交付不決定通知書（様式第3号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(事業の実績)

第7条 前条の規定に基づき、補助金交付決定通知を受けた団体等は、事業完了後30日以内に伊予市敬老会実施事業費実績報告書（様式第4号）を市長が認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、伊予市敬老会実施事業費補助金精算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の精算払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の前金払)

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上、必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を前金払することができる。

2 補助事業者は、前金払の交付を受けようとするときは、伊予市敬老会実施事業費補助金前金払請求書(様式第6号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の前金払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りがあったとき。
- (3) その他事業の実施に関し、不正行為があったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成17年8月15日制定)

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日一部改正)

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

伊予市敬老会実施事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

申請者

代表者名

㊟

下記のとおり敬老会を実施したいので、伊予市敬老会実施事業費補助金交付要綱第5条に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(別 紙)

事業計画	実施予定年月日	内 容
	年 月 日	
	開催予定場所	

収 支 予 算 書

(収入)

項 目	予 算 額 (円)	備 考
計		

(支出)

区 分	予算額 (円)	負 担 区 分		備 考
		市 (円)	その他 (円)	
計				

様式第2号（第6条関係）

伊予市指令第 号

伊予市敬老会実施事業費補助金交付決定通知書

団体等名

代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった、伊予市敬老会実施事業費補助金については、伊予市敬老会実施事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記により交付する。

年 月 日

伊予市長

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった内容とする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

総事業費 円

補助金の額 円

- 3 補助事業者は、補助金などに係る予算の執行の適正化に努めなければならない。

様式第3号（第6条関係）

伊予市敬老会実施事業費補助金交付不決定通知書

団体等名

代表者名

様

伊予市長

印

年 月 日付けで申請のあった、伊予市敬老会実施事業費補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、伊予市敬老会実施事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金交付不決定の理由

様式第4号（第7条関係）

伊予市敬老会実施事業実績報告書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

代表者名



伊予市敬老会実施事業の実績については、下記のとおり報告します。

記

開催年月日	年 月 日	開催場所	
参加者	満75歳以上高齢者：	名・その他	名・計 名
敬老会事業費区分	金額	説明	
	円		

様式第5号（第8条関係）

伊予市敬老会実施事業費補助金精算払請求書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

代表者名

㊤

年 月 日付け伊予市指令第 号による事業を実施したので、以下のとおり請求します。

精算払請求額 _____ 円

ただし、伊予市敬老会実施事業費補助金

総事業費	補助金交付決定額 (A)	前金払支払額 (B)	精算額 (A - B)
円	円	円	円

様式第6号（第9条関係）

伊予市敬老会実施事業費補助金前金払請求書

年 月 日

伊予市長 様

団体等名

代表者名 ㊟

年 月 日付け伊予市指令第 号による事業の実施に必要なため、
以下のとおり請求します。

前金払請求額 _____ 円

ただし、伊予市敬老会実施事業費補助金

総事業費	補助金交付決定額 (A)	前金払請求額 (B)	残 額 (A - B)
円	円	円	円

前金払を必要とする理由

伊予市敬老祝金贈呈要綱

平成 21 年 7 月 30 日

告示第 76 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、敬老祝金を贈呈する（以下単に「贈呈」という。）ことにより長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献した労をねぎらうとともに、市民の敬老思想の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による贈呈を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 当該年度の 8 月 1 日（以下「基準日」という。）現在において市内に引き続き 1 年以上居住している者
- (3) 当該年度において 1 0 0 歳の誕生日を迎える者

(敬老祝金の額)

第 3 条 敬老祝金の額は、3 0, 0 0 0 円とする。

(対象者の決定)

第 4 条 市長は、第 2 条に定める対象者に該当することとなる者を、住民基本台帳により調査し、贈呈の決定をするものとする。

2 市長は、対象者が、次の各号に該当すると認めるときは、贈呈の決定を取り消すことができる。

- (1) 贈呈を受けるまでに死亡したとき。
- (2) 贈呈を受けるまでに転出したとき。
- (3) 受取を拒否したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が贈呈が困難と判断したとき。

(贈呈日)

第 5 条 贈呈日は、原則、9 月 1 日から同月末日までの間とする。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認められた場合は、贈呈日を当該年度末まで延長することができる。

(敬老祝金の返還)

第 6 条 市長は、偽りその他不正の手段により敬老祝金の贈呈を受けた者があると認めるときは、その者から当該贈呈した敬老祝金を返還させるものとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。